日本の知的障害者支援が個別化する背景
――契約化により個別化が進むという見方に対する検討を通して――
The background of support for persons with intellectual disabilities becoming individualized in Japan:
Through consideration to the point of view individualized support advances by contract system

西脇　啓太（Keita Nishiwaki）　指導：岩崎　香

1、課題設定と方法

バイステックは、相手をある範疇に属する人ではなく、個人として支援することを「個別化」と呼ぶが[1]、わが国の戦後福祉政策は個別的ではなく、ある種の問題を抱える集団に対して支援政策を打つことが主軸であり平等とされた。

しかし、近年は政策的にも臨床的にも、より当事者の個別性にまなざしが向けられている。このことは障害者領域においても起きている。

なぜ個別化は進むのだろうか。修士論文にはやや大きいであろうこの問いに正面から取り組むことを今後に予期しながら、本修士論文ではその取組みのスプリングボードになる課題を設定することとした。その課題は、契約化により個別化が進むという見方に対する批判的検討である。具体的には、福祉が契約制度化した 21 世紀転換期からやや遡った 1990 年代にも個別化が様々な方面で進んだことや、2000 年代以降の個別化をあらわす現象が契約化とは異なる背景を求めうることなどを示すものである。

議論の主な視点としては、個別支援を議論する上で材料になる現象がみられるといった理由から知的障害者の通所に置き、方法としては、行政文書、審議会資料、実態調査等を用いた政治過程論的手法を取り入れることとした。

2、結果と考察

第 1 章は、1990 年代という時期設定を行った。

その中で例えば、この時期注力されていく通所政策を窓口に個別化を議論した。個別化の一例としては、「心身障害児（者）巡回療育相談等事業」を取り上げた。知的障害者通所授産施設等が行っていたこの事業は、家庭を定期的に巡回して療育相談等に応じるといった個別支援であった。1990 年代に個別を志向する政策が打たれ、実態においても反映されてきたという事実は「個別化が進むのは契約化とは異なる背景からなのではないか」という仮説を立てうる。

また、支援臨床という窓口からの個別化についても議論した。具体的には、知的障害者の発達保障等の様々な要因で、個に合わせた適切な支援という内容をもった個別化が進むのではないかという議論を展開した。このような個別化が措置時代に進むということは、契約化により個別化が進むという見方に疑義を提示する根拠といえる。

第 2 章は、2000 年代以降という時期設定を行った。

その中で例えば、継続して注力される通所政策を窓口に個別化を議論した。具体的には、2003 年に法内通所事業所にも義務化された「個別支援計画」を取り上げた。この計画は、それ以前の「処遇計画」に比べ、個に対してまなざしを向けている。この背景には契約化をみるのが自然であるようにも思える。しかし、養護老人ホームでの「処遇計画」作成の明示（2006）のように、現在の措置事業においても個別計画的支援が制度として進んでいる。とすれば、ここにおける個別化は契約とは違う背景から出てきている可能性が浮上する。

また、この時期注力される知的障害者労働政策を窓口に個別化を議論した。具体的には、2002 年に制度化された職場適応援助者を取り上げた。「重点施策実施 5 か年計画」（2007）では「障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者」養成の数値目標が具体的に設定され、実際に増加していく。支援対象者の特性を前提とした「きめ細かな」個別的支援が、職場適応援助者を媒体にして展開される。このような労働領域における個別化の発生源についても、個別化の背景を探る上で目配りしなければならない。

3、結語と今後

本修士論文は、契約化により個別化が進むという見方に対する検討を通して、日本の知的障害者支援が個別化する背景を探るものであった。その結果、個別化は契約化とは異なる背景を有する現象であることを示した点に研究意義がある。個別化が契約化とは異なる説明を要求しうることの提示は、なぜ支援は個別化するのかという問いに正面から取り組むという今後の課題に接続するものである。

4、文献

1. Felix P. Biestek, S. J.（1957）*The Casework Relationship*, Chicago: Loyola University Press（尾崎新・福田俊子・原田和幸訳（2006）『ケースワークの原則［新訳改訂版］　援助関係を形成する技法』誠信書房）.